

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

表示・通知義務対象物質の追加について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行」については、平成 2 8 年 5 月 2 3 日付長建協発
第 7 3 号文書にて 2 7 の化学物質を表示・通知義務対象に追加する改正法令に
ついてお知らせしていました。

厚生労働省では、化学物質等を譲渡提供する際のラベル表示と安全データシー
ト（SDS）の交付を徹底するため、平成 2 9 年度までに表示・通知の履行率を 8
0 % とすることを目標に掲げていますが、平成 2 6 年実施の調査では 5 0 % に
満たない履行率となっています。

このため、追加される 2 7 物質を含めてラベル表示と SDS 交付を徹底すべく、
別添リーフレットの活用について、同省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
長より依頼がまいっています。

つきましては、改正趣旨をご理解いただき、化学物質の適切な管理について
ご配慮いただくようお願い申し上げます。